経済産業省

資料３

ガス卸供給に関する検討

２０１９年2月２８日

資源エネルギー庁

①卸元事業者と取組開始時期

- 第1グループ及び第2グループのいずれの旧一般ガス事業者からも、今回の自主的取組を実施する意向が確認された。
- 今回の取組の開始時期については、卸元事業者の準備期間を考慮して、利用相談の受付開始を2019年7月まで、実際の卸供給の開始を2020年3月までを目標としてはどうか。

第1、2グループの旧一般ガス事業者

1G事業者	地方	市場規模※1（2016年度）	新規参入者の有無※2
東京ガス	関東	132億m^3/年	有
大阪ガス	近畿	82億m^3/年	有
東邦ガス	中部	37億m^3/年	有

2G事業者	地方	市場規模※1（2016年度）	新規参入者の有無※2
西部ガス	九州	7.9億m^3/年	有
北海道ガス	北海道	5.5億m^3/年	無
仙台市ガス	東北	2.7億m^3/年	無
静岡ガス	中部	8.1億m^3/年	無
広島ガス	中国	4.4億m^3/年	無
日本ガス	九州	1.0億m^3/年	無

※1　ガス事業便覧平成29年版上のガス販売量を45MJ/m^3で体積換算したもの
※2　一般家庭向けの供給を行う新規ガス小売事業者の有無。2018年11月末時点

②グループ会社の定義等　1/6

- 第5回ガスWGでは委員から、利用対象とする必要のない事業者の範囲確定に係るグループ会社の定義について、会計ルール上の「子会社」「親会社」「兄弟会社」「関連会社」「その他の関係会社」の5類型を踏まえつつ検討する方針に賛同が示された。
- その上で、より具体的な定義の整理や、市場の実態を踏まえた検討が必要であるとの指摘があった。今回は、会計ルール上の5類型の定義詳細、電力・ガス取引監視等委員会 電気の経過措置料金に関する専門会合での議論、東京ガスエリアにおける事業者の出資関係の一例を紹介する。新規参入者の都市ガスの調達を支援する本活性化策の趣旨と都市ガス市場の実態を踏まえ、グループ会社の定義等についてより詳細に議論いただきたい。

第5回ガスWGの議論：グループ会社

- 会計ルールを参考にした議論をスタートにするのはよいが、電気の経過措置料金の解除の検討において、会計ルールを基礎にした関連会社の概念とともに、競争、取引の実態から独立した競争者と呼べない場合の整理がなされている。会計上の５類型に該当しても競争している場合や、会計上の５類型に該当しなくても競争していないグループ会社と呼べるような場合などについては、実態、実質を見て判断することも重要ではないか。
- 関連会社、その他の関係会社の定義は、会計ルール上でもかなり複雑になる。卸供給制度の目的、趣旨に照らしたグループ会社の定義を、もう少し細かく整理しておく必要があるのではないか。
- 実質的に都市ガスの調達能力を有していると考えられる事業者については、今回の措置対象とする必要がないという本取組の趣旨を踏まえ、実態に照らして、実質的にどういった事業者が対象になるのかを考える必要がある。
- グループ会社の定義を会計ルールを参考にスタートする方針に賛同する。親会社等の定義は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定されており、一つのコンセンサスを得たルールとなっている。他方、今回の類型で実質的な調達能力をカバーできているかは、スタート時点でもう少し検討が必要である。また実態に応じて都度、フォローアップ、検討する必要がある。
- 利用上限量の規模を考慮しても、それほど厳しくグループ会社を排除する必要はないのではないか。【オブサーバー】
- グループ会社の定義については、実態をみて、きめ細かく、また幅広く検討してほしい。【オブザーバー】

（参考）第5回ガス事業制度検討WG（2019年1月29日）資料3より抜粋

グループ会社の定義

- 第4回ガスWGでは複数の委員から、利用事業者の対象外とするグループ会社の具体的な定義をおくよう、指摘があった。
- グループ会社の整理は、①ガス発生設備を保有する事業者との関係から、**実質的に都市ガスの調達能力を有していると考えられる事業者を、今回の取組の対象に含める必要がない**こと、また、②今回の取組による**都市ガス調達を利用上限量以上に行うため、意図的にガス小売事業の主体を分割する等の事態を防止する必要がある**ことから、検討することとしたい。
- グループ会社の考え方は、会計ルールを参考に、支配関係にある**「親会社」**と**「子会社」**、親子関係に関連する**「兄弟会社」**、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与える関係にある**「関連会社」「その他の関係会社」**の5類型も踏まえつつ範囲を検討してはどうか。

第4回ガスWGの議論：利用事業者（再掲）

- 利用事業者の議論で言及された「グループ会社」が何を意味するか整理する必要がある。まず親子会社は該当するだろうが、それ相応の資本が入っているような場合についてもグループ会社に含めるといった考え方もある。

（参考）第4回ガス事業制度検討WG（2018年12月21日）資料3 資源エネルギー庁説明資料より抜粋

②利用事業者

- 卸取引活性化策の利用事業者は、新規参入者の都市ガスの調達を支援する本活性化策の趣旨を踏まえ、**旧一般ガス事業者の供給区域においてガス小売事業に新規参入する事業者であって、ガス発生設備※を保有する事業者及びそのグループ会社を除く**ものとしてはどうか。
  ※ガス発生設備：LNGを気化・熱量調整・付臭して都市ガスを製造する設備。ここでは特定ガス発生設備を除く。
- 仮に利用事業者又はそのグループ会社が、**本活性化策を利用中にガス発生設備を保有することとなった場合であっても、**小売事業に支障なくガスを自社調達に切り替えられるよう、**暫くの間は本活性化策を継続利用できる**こととするか。

②グループ会社の定義等　2/6

- 会計ルール上の「子会社」「親会社」「兄弟会社」「関連会社」「その他の関係会社」の概要は下記参照。

類型	概要	法令上の規定
子会社	会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の**当該会社がその経営を支配している法人**として法務省令で定めるもの	会社法第2条第3号 会社法施行規則第3条第1項及び第3項
親会社	株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるもの	会社法第2条第4号 会社法施行規則第3条第2項及び第3項
兄弟会社	親会社等の子会社等	ー
関連会社	会社等及び当該会社等の子会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、**子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等** （例）子会社に非該当で議決権割合20%以上50%以下	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項及び第6項
その他の関係会社	会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項

子会社等の出資比率例

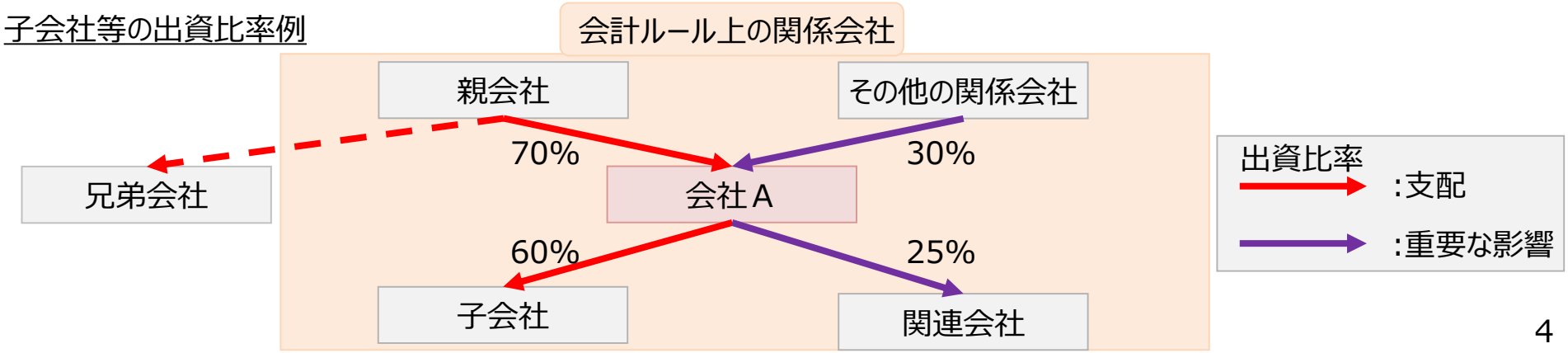

②グループ会社の定義等　3/6　（参考）

- 「子会社」「親会社」の法令上の規定。

＜会社法（平成17年法律第86号）＞

（定義）

第二条　（略）

二　（略）

三　**子会社　会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの**をいう。

三の二　（略）

四　**親会社　株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるもの**をいう。

四の二～三十四　（略）

＜会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）＞

（子会社及び親会社）

第三条　法第二条第三号に規定する法務省令で定めるものは、**同号に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等**とする。

２　法第二条第四号に規定する法務省令で定めるものは、**会社等が同号に規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社等**とする。

３　前二項に規定する**「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合**（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この項において同じ。）。

一　**他の会社等**（次に掲げる会社等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）**の議決権の総数に対する自己**（その子会社及び子法人等（会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。）を含む。以下この項において同じ。）**の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合**

イ～ニ　（略）

二　他の会社等の議決権の総数に対する**自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合**（前号に掲げる場合を除く。）**であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合**

イ～ホ　（略）

三　他の会社等の議決権の総数に対する**自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合**（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）**であって、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合**

４　（略）

②グループ会社の定義等　4/6　（参考）

- 「関連会社」「その他の関係会社」の法令上の規定。

＜財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）＞

（定義）

第八条　（略）

２～４

５　この規則において「**関連会社**」とは、**会社等及び当該会社等の子会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等**をいう。

６　前項に規定する子会社以外の他の会社等の**財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合とは、次の各号に掲げる場合**をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一　**子会社以外の他の会社等**（民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等、会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社、破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、当該会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められる会社等を除く。以下この項において同じ。）**の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合**

二　**子会社以外の他の会社等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合**

イ～ホ　（略）

三　**自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合**（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に**子会社以外の他の会社等の議決権の百分の二十以上を占めているときであつて、かつ、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合**

四　**複数の独立した企業（会社及び会社に準ずる事業体をいう。以下同じ。）により、契約等に基づいて共同で支配される企業（以下「共同支配企業」という。）に該当する場合**

７　（略）

８　この規則において「関係会社」とは、**財務諸表提出会社の親会社、子会社及び関連会社並びに財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等**（第十七項第四号において「**その他の関係会社**」という。）をいう。

９～６３　（略）

②グループ会社の定義等　5/6

- 電気の経過措置に関する専門会合における、旧一般電気事業者から独立した競争者に該当しない者の事務局提案は下記のとおり。

  ア）エリアの旧一般電気事業者のグループ会社（当該旧一電及びその親会社、並びにそれらの子会社及び出資比率20%以上の関連会社）

  イ）その他小売事業の提携その他の事情から、有効な牽制力を有さないと考えられる事業者
- 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則における「関連会社」の定義中には、議決権の割合が20%未満の関係の会社も含まれており、いずれの者も「財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合」に該当するものとされている。よって、今回のガスの卸供給に関する取組においては、規則上の関連会社をいずれもグループ会社に含めることとしてはどうか。
- また、関連会社と裏表の関係にある「その他の関係会社」も、グループ会社に含めることとしてはどうか。
- 会計上の5類型に基づくグループ会社の整理では、本取組の利用対象外となる事業者の範囲は、「ガス発生設備を保有する事業者又は本取組の利用事業者並びにそれらの子会社、親会社、兄弟会社、関連会社、その他の関係会社」となる。

指定等基準の具体的イメージ②

要件	指定等基準のイメージ	事務局整理案(要約)
2．十分な競争圧力の存在(第二要件) 2－1：低圧部門の市場構造	◆有力で独立した複数の競争者の存在、競争者の供給余力の状況、その他小売電気事業者間の競争関係に関する事情を総合的に勘案し、小売電気事業者間の競争関係によって、みなし小売電気事業者が不当な値上げを行うことが困難となる蓋然性が高いと認められないこと。	**<u>有力で独立した複数の競争者の存在(必須要件)</u>** • 「有力な競争者」については、低圧部門エリアシェアが５％以上であることを一つの目安とし、必要に応じて、５％に満たないシェアの競争者の状況も勘案しつつ、総合的に判断※。 ※ 競争者の営業区域における競争力の状況や営業区域拡大の具体的な可能性等を考慮する。また、エリアシェアが５％に満たない場合であっても、エリア内の様々な区域においてそれぞれ十分な競争力を有する複数の競争者が事業活動を行う結果として（別途、エリア全域で事業活動を行う有力な競争者が存在すればそれも考慮した上で）、エリアの大宗において、競争圧力が機能する可能性も考慮する。 • 有力競争者は2社以上存在することが必要。なお、協調行動が疑われる状況においては、3社以上が必要となることも考えられる。 • 次の事業者はシェアに関わらず、通常、エリアの旧一電から独立した有効な牽制力として機能することは期待しにくいため、原則として、競争者として考えないことが適当ではないか。 ア） エリアの旧一電のグループ会社（当該旧一電及びその親会社、並びにそれらの子会社及び出資比率20％以上の関連会社） イ） その他小売事業の提携その他の事情から、有効な牽制力を有さないと考えられる事業者

②グループ会社の定義等　6/6

- 東京ガスの導管網に接続するガス発生設備を保有予定の事業者は、JERA（2019年4月に東電FPより設備承継予定）と扇島都市ガス供給（2020年4月より供給開始予定）の2者である。これら2者への出資関係を整理すると下記のとおり。
- JERAに対して、東電HD、東電FPと中部電力はその他の関係会社であり、東電EP、TEAとCDEDは5類型のいずれの会社にも当たらない。また、扇島都市ガス供給に対して、東電HDと東電FPは親会社、東電EPとPinTは兄弟会社であり、TEA、大阪ガスとJXTGは5類型のいずれの会社にも当たらない。
- こうした実態を踏まえつつ、本取組の利用対象外とする事業者の整理で更に検討すべき事項は存在するか。

JERA、扇島都市ガス供給等への出資状況（例）

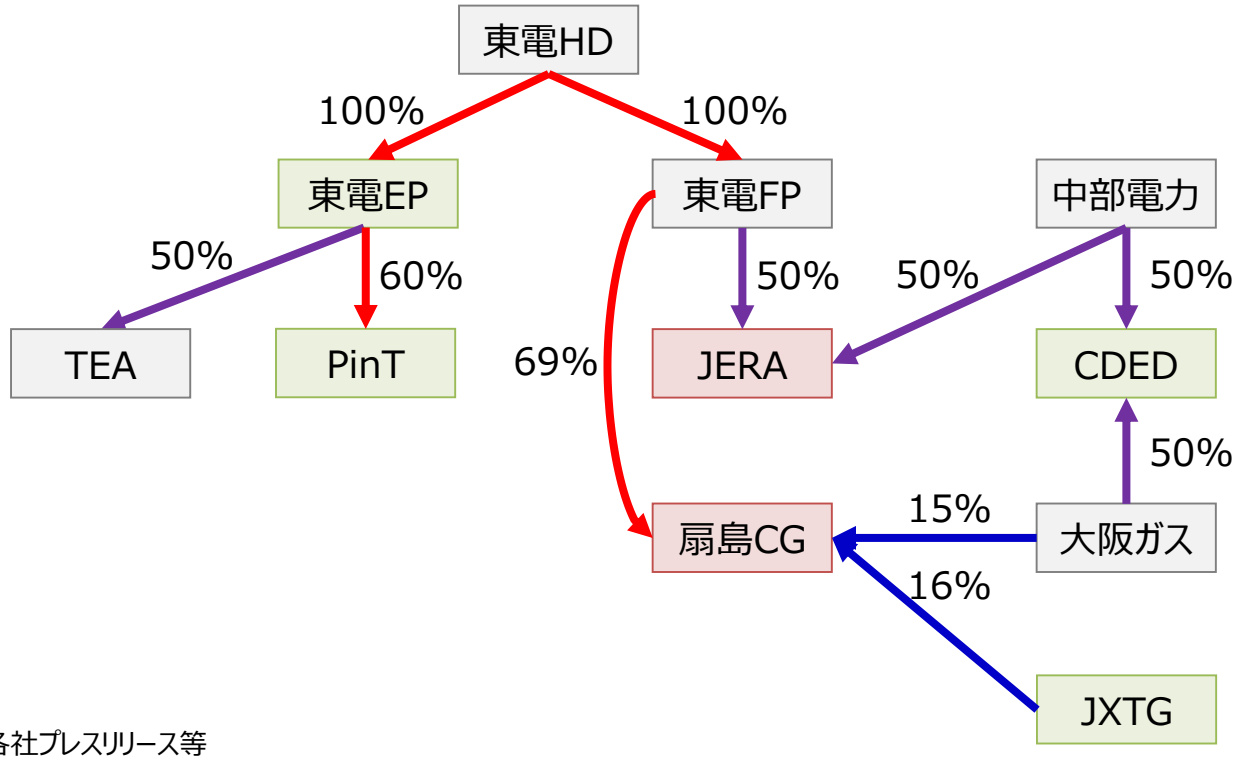

TEA…東京エナジーアライアンス
CDED…CDエナジーダイレクト
扇島CG…扇島都市ガス供給

凡例

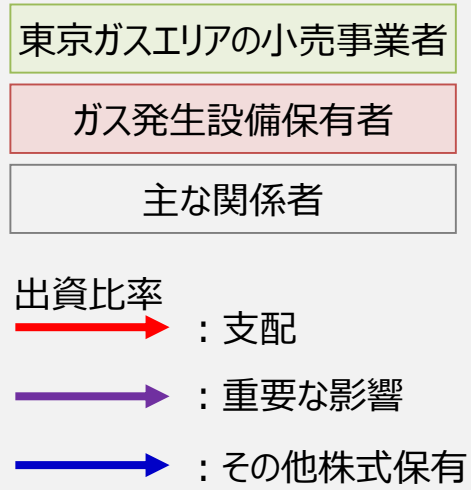

出所：各社プレスリリース等

③卸価格改定時の値下げ予告

- 第5回ガスWGでは委員から、卸価格の値上げ改定時だけでなく、値下げ改定時にも卸元事業者から利用事業者への値下げ予告を奨励すべきではないか、との指摘があった。
- 指摘を踏まえ、値下げ改定について「卸元事業者は、上限卸価格の算定要素となる小売料金と卸価格の値下げが連動する場合、**事前に卸価格の値下げ予告を行い、**小売料金と卸価格の値下げタイミングを一致させる」と整理を明確化するのはどうか。

第5回ガスWGの議論：卸価格の改定タイミング

- 卸価格の値下げ改定時にも、卸元事業者から利用事業者への予告を奨励すべきではないか。

④卸元事業者内での情報管理　1/2

- 第4回、第5回ガスWGでは、卸元事業者内での情報管理について検討を求める意見があった。
- 競争的な電力・ガス市場研究会の中間論点整理（2018年8月9日）では、卸供給に関する新規参入者と旧一般ガス事業者の交渉の在り方に関する検討の必要性が指摘されている。
- 電力・ガス取引監視等委員会の第36回制度設計専門会合（2019年2月15日）では、卸取引交渉時に提供する特定の需要家情報の取扱いについて整理していく方針が示された。

第4回ガスWGの議論：卸元事業者内での情報管理

- ワンタッチ卸を受ける新規参入者への卸価格や契約数量について、旧一般ガス事業者内部での情報管理が適切になされず、小売担当者のみが知り得るということになると、価格協調が誘発され、結果として競争の減殺、市場のゆがみが生じる可能性があることから、必要な措置を検討してほしい。【電力・ガス取引監視等委員会】

第5回ガスWGの議論：卸元事業者内での情報管理

- 競争的な電力・ガス市場研究会での情報管理に関する提案を見直して、また独占禁止法、事業法で連続的に規制されている制度についても確認してはどうか。

＜競争的な電力・ガス市場研究会の中間論点整理（2018年8月9日）　p.27-28より抜粋＞

49. 具体的には、市場支配力を持つ垂直統合事業者（企業グループ内で別会社化されている場合も同様。以下同じ。）については、**新規参入者との卸供給に関する交渉を当該垂直統合事業者の発電部門など新規参入者等との競争を排除する誘因を持たない者が行うことが望ましく、小売部門が行ったり、交渉過程に直接又は間接に介在することは、通常、適切ではない。**今後、そのあり方について検討を進めていく必要がある。また、交渉過程に関する情報や競争者との卸供給に関する情報を旧一般電気事業者小売部門が知りうることもまた、競争を歪めるおそれがあり、通常、適切ではないため、今後、そのあり方について検討を進めていく必要がある。

51. **卸供給に関する新規参入者との交渉の在り方については、ガス事業についても、基本的には同様に考えることが適切である。**むしろ、卸取引所がなく、新規参入者がガスの必要量を経済的に調達することが制度化されていない現状においては、競争を確保するためには、競争政策の観点から対応の必要性が特に大きい。関連して、**LNGの輸入及び基地の受入・払出量の運用、卸供給の交渉・判断は、実務上は、旧一般ガス事業者の小売部門が行っていることが多いが、新規参入者との公正な競争を確保する観点から、適切な判断を行いうる体制について、今後、そのあり方についての検討を進めていく必要がある。**

卸取引における需要家情報の共有に関する論点

③卸取引における
需要家情報の共有

- 将来参入する可能性がある地域の需要家情報を、卸売事業者が容易に取得できる現在の状況は、適正な競争環境を確保する観点から望ましいとはいえない一方、卸売事業者と卸受事業者が協力して需要開拓を行っている例もあり、当該情報を完全に遮断した場合、実ビジネスに影響を与える恐れもある。
- 上記を踏まえ、**卸取引交渉時に提供する特定の需要家情報の取扱いについて整理していくこととしてはどうか。**
- その際、①需要家情報を共有することによって新たな需要開拓その他の競争促進効果が生じることが期待されるものか、②一定の需要家情報を共有する場合であっても、需要家を特定可能な粒度の情報が必要か、③卸売事業者が卸受事業者と小売市場における競争関係に立っている場合において、小売市場における競争を減殺しないような措置を講じる必要があるかといった項目を、企業規模等も勘案しつつ検討することとしてはどうか。

④卸元事業者内での情報管理　2/2

- これまでの経過を踏まえつつ、ここでは、本取組（ワンタッチ卸供給形態の相対取引活性化策）における卸元事業者内での基本的な情報管理の方法を整理することとしたい。
- 卸元事業者が卸先事業者の特定需要家情報を目的外で利用することを防ぐ観点から、卸元事業者は情報の取扱いに関して適切な社内管理体制を構築することが望ましい。
- 一方で、ワンタッチ卸について卸売部門が小売部門のシステムを活用して実施している場合や、小規模な事業者において卸売部門と小売部門が一体となって事業を実施している場合等が存在するため、卸売部門と小売部門で情報共有を遮断する体制を整備するにはシステム導入や人員の増員等相当のコストを要することが想定され、特に、第1グループに比べて従業員数が少ない第２グループの卸元事業者は、体制を整備することが難しい場合も想定される。
- 上記を踏まえ、本取組に関しては、いずれの卸元事業者もまずは下記3点の情報管理策を実施することとしてはどうか。
  ①小売業務用から分離された、卸業務専用のシステムアカウント、データフォルダ、メールアドレスを用意する。
  ②卸業務に関するシステム、情報へのアクセス権限を、卸業務の担当者のみに付与する。
  ③小売部門の従業員が卸業務も担わざるを得ない場合は、小売と卸の業務時間を分離するとともに、情報管理に関する社内ルールを定める。

第1、２グループの旧一般ガス事業者単体の従業員数

1G事業者	地方	従業員数※1（2017年度※2）
東京ガス	関東	7,862人
大阪ガス	近畿	5,617人
東邦ガス	中部	2,858人

2G事業者	地方	従業員数※1（2017年度※2）
西部ガス	九州	1,336人
北海道ガス	北海道	716人
仙台市ガス	東北	315人
静岡ガス	中部	624人
広島ガス	中国	669人
日本ガス	九州	233人

※1　単体での従業員数。民営各社の有価証券報告書と仙台市HPより
※2　静岡ガスについては2017年12月期の情報

⑤卸価格の確認方法　1/2

- 本取組では、卸元事業者間の卸価格競争が行われうることを踏まえ、上限卸価格の水準を非公表とすることは否定されない。一方で、旧一般ガス事業者による自主的取組であることを踏まえつつ、本取組の利用事業者が直面する卸価格が上限卸価格以下の水準に収まっているかを確認できる仕組みが必要である。
- また、第4、5回のガスWGでは委員から、上限卸価格の算定根拠となる標準メニューの公表状況を確認する必要性についても指摘があった。

第4回ガスWGの議論：卸価格（抜粋）

- 今回の取組の卸価格が上限価格に近い数字に張り付く可能性が高いことを考えると、上限価格の公表は実質的に卸価格公表と同義であるという観点から、上限価格を非公表にする整理は否定されない。
- 今回の取組が旧一般ガス事業者の自主的取組である点を考慮したモニタリングスキームが採用されることが望ましい。
- モニタリングには第三者的な知見を借りることも考えられる。
- 第2グループでは経過措置の料金規制が外れているが、標準メニューの存在はどのように担保されるのか。小売ガイドライン上で標準メニューは開示が望ましいとされているものの、将来的に開示をしない事業者が出てくることはないか。

第5回ガスWGの議論：卸価格

- 制度上は自由料金なのでキャンペーンの実施を厳しく縛るということではないが、卸価格の算定根拠となる標準料金を高い水準に設定して、実際はほとんどの消費者と個別に低廉な自由料金で契約するような異常な状態になれば対応する必要がある。
- 他の業界の例を踏まえると、自由化後に標準メニューが形骸化する懸念があることから、標準メニューがきちんと出されるような事後監視をしてほしい。

⑤卸価格の確認方法　2/2

- 卸価格関連の確認は、例えば下記のような段取りで行うこととしてはどうか。

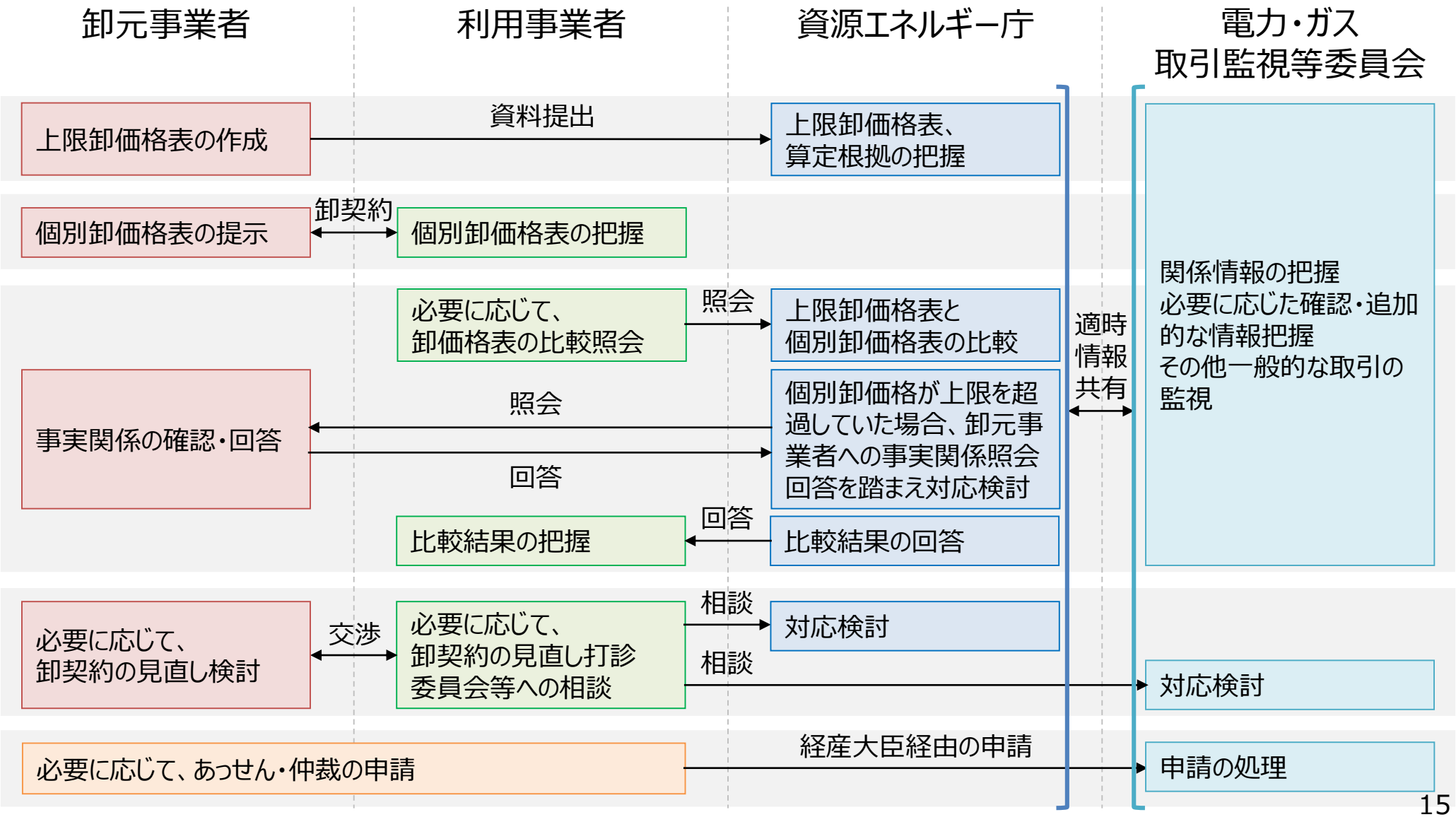

⑥利用上限量　1/2

- 第5回ガスWGでは委員・オブザーバーから、利用上限量の水準や、上限量以上の卸供給の取り扱いについて、下記の趣旨の御意見があった。
- 御意見を踏まえ、本取組の利用事業者ごとの利用上限量を、第1グループは100万m^3/年、第2グループは50万m^3/年と設定する。

第5回ガスWGの議論：利用上限量

- 卸元事業者は旧一般ガス事業者、供給形態はワンタッチ卸、利用上限量は100万m^3/年又は50万m^3/年と限定する制度を出発点として導入する点は、大きな前進として評価すべき。他方、電力事業者といった旧一般ガス事業者以外の卸元事業者、基地出口卸といったワンタッチ卸以外の供給形態、上限量以上の卸供給についても、今回の制度の対象外ではあるが、卸供給に対して一般的にかかる独禁法の規制等の対象となり、合理的な範囲内で積極的に行われることが期待される。今回の制度は、対象外の卸供給が卸元から拒否されてもよい、という趣旨のものではない点は、どんなに繰り返してもしたりない。
- 利用上限量の水準に同意する。利用上限量を合理的な範囲内で設定することで、上限量を超えた規模での卸元事業者間の競争が期待される。利用上限量以上の取引が急に阻害されるといったことは認められないため、厳しく律する制度設計を要望したい。
- 利用上限量の水準が第1グループで100万m3/年、第2グループで50万m3/年あれば、新規参入者がどうにか自立型になり得るという議論は妥当性があるだろう。ただ、今後チェックをしながらどういう展開を図っていくかは非常に重要。
- 既存プラットフォーム事業と今回の取組の共存については、利用上限量が多すぎたり、卸価格が非常に安すぎたりすると、競争が働きにくくなる。
- 利用上限量以上になった途端に卸元事業者から無体な要求がされることはないだろうという予想の下で今回の制度を始めるが、そうした事例があれば、直ちに対応するため、具体的かつ積極的に電力・ガス取引監視等委員会へ相談してほしい。
- 都市ガスの場合は新規参入者の方が逆に供給能力があるので、複数の新規参入が生じた場合に逆転現象などが生じないかは、卸取引の状況からきちんとフォローして、慎重に検討してほしい。
- 事業が成立する販売量としては少なすぎないか。上限量に達した後の卸元事業者との継続的な取引についても、望ましい行為や問題となる行為の例を「ガスの適正な取引に関する指針」に明記してほしい。また、既にガイドラインに卸供給の望ましい行為が定められているにもかかわらず、卸取引が進んでない現状を踏まえ、継続的なモニタリングとその評価をしてほしい。【オブサーバー】

⑥利用上限量　2/2

- また、利用上限量以上といった本取組外の卸供給については、現行の「適正なガス取引についての指針」上も、積極的な卸供給が望ましい行為として位置づけられている。
- 今後、卸先事業者が本取組外の卸供給を不当に断られるような事態が現実に生じた場合は、資源エネルギー庁、電力・ガス取引監視等委員会事務局で事実関係を確認しつつ、必要な対応を検討することとしてはどうか。

＜適正なガス取引についての指針（2019年1月15日）抜粋＞

Ⅱ　卸売分野における適正なガス取引の在り方

２　公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

ア　公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

適正かつ活発な卸取引を通じたガス小売事業者の活発な競争に向けて、ＬＮＧや小売供給のための原料となる**ガスを保有する事業者は、新規参入者を含むガス小売事業者に対して可能な範囲で積極的に必要なガスの卸供給を行うことが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。**

⑦本取組の効果のフォローアップ等

- 第5回ガスWGでは委員・オブザーバーから、本取組の効果のフォローアップ等について、下記の趣旨の御意見があった。頂いた御意見も踏まえつつ、フォローアップ等の検討を進めていく。

第5回ガスWGの議論：取組の効果のフォローアップ

- 利用相談者数の調査に当たっては、結果的に利用しなかった場合の理由も分析できるような調査をしてほしい。
- 今回の取組の趣旨は、「ガスシステム改革の目的たる安定供給、ガス料金の最大限抑制、メニューの多様化と事業機会の拡大、そして、ガスの利用拡大に資する事業者が、特に一般家庭向けガス小売事業への新規参入をスムーズに行えるようにするためのもの」であり、供給区域の市場規模等の状況のフォローアップは極めて重要であると考える。
- ガスは生活に密着しているエネルギーであるから、改革に際してはフォローアップをきちんとした上で、今回の制度が本来の目的に合致しているかを明確にすべき。エネルギー基本計画にはガスシフトの記載があり、今回の取組の目的は一般家庭向けガス小売事業への新規参入支援とされているが、家庭向け需要が本当に増えていくのかについては、パイプラインが延伸されてガスシフトが行われるか次第である。供給区域の市場規模等に関してきちんとフォローアップした上で適切な対応をすることが、ユーザーにとってもメリットが出てきて、ガス事業の多様性にも資するものだと考える。
- 事業者は、不当な卸供給の断られ方をした場合には、積極的に電力・ガス取引監視等委員会に相談して、情報が蓄積されるようにしてほしい。

：その他

- ガスシフトの重要性は皆で共有しているが、ガスシフトが進展しない最大の理由はガスの価格が高すぎる点にある。導管投資の増加等の前に、競争がきちんと生じ、消費者にとってリーズナブルな価格、魅力的な契約が提示されれば、ガスシフトは確実に進展するはず。
- ガスシフトの推進には、強靱化や環境性といった国が背負うべき側面がある。
- プラットフォーム事業者も旧一般ガス事業者から卸供給を受けられるような制度措置を検討してほしい。【オブサーバー】